

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第一市場

(担当 松本・中野 電話 312-6564)

件 名	京の食文化ミュージアム・あじわい館 食器洗浄機の購入
契 約 期 間	契約の日の翌日 ～ 令和8年11月30日
契 約 条 件	1 本仕様書は、産業観光局中央卸売市場第一市場（以下、「京都市中央市場」という。）が実施する京の食文化ミュージアム・あじわい館（以下、「あじわい館」という。）の食器洗浄機の購入について定めたものである。 2 納品機器の品名及び数量 別添1-1「調達機器」のとおり、指定された数量、機能、性能及び設置要件を満たすこと。 3 納入場所 京の食文化ミュージアム・あじわい館 京都市中央市場 京都青果センター3階 （〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町130番地） 電話：075-321-8680 FAX：075-321-8690 4 納入期限 令和8年11月30日（月） 5 撤去する機器 別添1-2「撤去機器」のとおり 6 その他 (1) 納入・設置について ア 納入する機器（付属品を含む。）は全て新品とする。 イ 納入及び設置に当たっては、あじわい館担当者（電話：321-8680）と事前に調整を行うほか、業務の履行に当たっては、京都市中央市場担当者の指示に従うこと。 ウ 納入及び設置に当たっては、建物、施設及び他の機器に破損や汚損等の損害を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。 作業実施時等に庁舎設備等を損傷した場合は、速やかに施設管理者に報告するとともに、受注者において補償すること。 エ 新設機器の荷造り運搬、搬入据付、電気接続を含み使用可能な状態にすること。 オ 納品、設置時に製品の取扱説明等を行うこと。 (2) 既存機器の撤去について 既存機器の撤去は、本件受注者の責任において、廃棄物処理法等の関係法令の規定を踏まえ適切に対応すること。 (3) 受注者は、納入後1年以内に故障（京都市中央市場の責に帰さない理由によるものに限る。）が生じた場合は、速やかに受注者の責任において無償修理、取替え等の必要な措置を講じること。 (4) 請求について ア 作業終了後に納品書及び請求書を速やかに提出すること。発注者は、納品後、受注者から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に受注者に支払うものとする。 イ 請求書の内訳には、納品物品の単価がわかるように記載すること。 (5) 本仕様書の内容に疑義又は変更が生じた場合は、京都市中央市場担当者と協議すること。

1 調達機器

品名	数量	参考型番	仕様
アンダーカウンター洗浄機	1	M-iCleanUM+	機能: アンダーカウンター型であり、食器・ガラス等の洗浄・衛生処理を効率的に行えること。 洗浄能力: 90 秒サイクル時において、40 ラック/時間、720 皿/時間、1440 グラス/時間以上の洗浄能力を有すること。 洗浄方式: 上下回転ノズル方式であること。 電源: 3 相 200V 50Hz/60Hz で動作すること 洗浄タンク容量: 11 リットル以上であること。 設置要件: 幅 600mm×奥行 600mm×高さ 850mm 以内とすること。また、隣接する流し台（高さ 850mm）と同じ高さとなるよう調整が可能であること。

2 撤去機器

品名	数量	型番	仕様
アンダーカウンター洗浄機	1	FV40.2(M)	幅 600mm×奥行 600mm×高さ 850mm